

平成17年度  
教育行政執行方針

はつめり



平成17年度  
教育行政執行方針

今日、我が国の教育において、文部科学省は、ここ数年來「ゆとり教育」と「総合的な学習」などの推進に力を注いでまいりましたが、学力低下が懸念されることから「学力重視」へと転換する方向に進みつつあるように思われます。

しかし、本町の教育方針といましては、国の教育施策がどう変わることも現段階では遠慮されることなく、昨年同様「ふるさと創生」を目指します。

その推進基盤にあるものは、「豊かな心」や「確かな学力」の育成にあります。そしてその求めるものは「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」であります。

そのため、東川町教育委員会といたしましては、「教育の町

づくり」を目指して、これまでに「画一」と受身から自立と創造へ」という理念を基本として学校と地域社会の融合の理念に立ち、学校教育、社会教育、教育行政などが一体となって教育活動の推進に努めます。

具体的には、子どもたちに「ふるさと東川」の自然、伝統、文化、産業などとのふれあう機会を学校や地域行事などを活用して、郷土愛や帰属意識の高揚に努めてまいります。

また、本年度は、幼児センターと小・中学校との連携を図り、今日的課題であります挨拶、マナー、しつけ、礼儀など、人間形成の基礎づくりを幼児期から発達や学びの連続性の中で育くませたいと考えております。

なお、学力につきましては、昨年の2月より小学校1年生

要請に応える教育を推進することが求められています。

学校経営につきましては、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの学校経営への参画意識の高揚に努め、協働体制の確立を図り、学力の到達度目標の点検や学校評価の工夫に努めるとともに、開かれた学校づくりと活力ある学校経営を推進し、優れた教職員の育成と人材の確保に努めます。

- ①教育目標の具現化に向けた全教職員の共通理解と協働体制の確立
- ②地域の自然、文化、伝統など「ふるさと創生」を目指す教育活動の推進
- ③学校経営におけるマネージメントの導入と創意工夫
- ④幼・小・中学校の一貫教育の実現
- ⑤学校評議員制度の導入

学習指導 学習指導につぎましては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、創意工夫を生かした総合的な学習の時間の充実を図るとともに、個性を重視した教育を実践して、児童生徒が学ぶ楽しさを実感できる学習を推進することに努めます。

そのため、授業時数の確保と柔軟な時間割の編成のもと、個別指導の充実や総合的な学習時間の効果的な実践など、創意ある教育課程の編成に努め、一人

ひとりの理解や習熟の程度に応じた補充的な学習や発展的な学習を実施いたします。

学力につきましては、昨年に引き続き、全児童生徒を対象に基礎・基本の到達度を調査するための標準学力検査を実施します。

さらに、東川小学校1学年に特別支援教育を充実するために補助職員を増員配置するとともに、町内の大規模校である東川小学校と東川中学校には、指導方法や工夫改善のために教員の加配を受け、少人数やティームティーチング学習を実施するように努めます。

- ①標準学力検査の実施
- ②少人数やティームティーチング学習の推進
- ③読書活動の推進
- ④家庭学習の充実を図る工夫と改善
- ⑤指導計画や指導方法の改善を生かす評価の工夫
- ⑥特別支援教育の充実

道徳教育 子どもを取り巻く環境の急激な変化に伴って、各学校においては児童生徒や学校・地域の実態から、日常生活との関連を重視した道徳教育の指導が求められています。

このことから、学級間・学年間の連携を深めた指導体制の確立を図り、全教職員の共通理解に基づいた指導計画による道徳

推進 以上4点を基調として教育行政に取り組んでまいります。

就学前教育  
(幼児教育・乳幼児保育)の推進

近年、急激な少子化の進展、核家族化の進行など社会環境が大きく変化する中で、児童虐待や家庭における育児不安の増大、地域子育て機能の低下などが懸念され、親だけで子育てをしていくことが難しい時代を迎えていることから、社会全体でこれからの子育てを支えていくことが求められています。

乳幼児期は、人と自然のふれあい、いろいろな体験と食生活を通して基本的な生活習慣や道徳性を育み、心と体の発達の基礎を形成する極めて大切な時期であります。



は、遊びを通して楽しい集団生活の中で子どもたちの個性や特性を大切にし、発達段階に応じたきめ細やかな配慮をしながら心身ともに明るく健康やかに成長する乳幼児の育成に努めてまいります。

- ①保育内容の充実と多様な保育サービスの提供(預かり保育・延長保育・障害児保育・一時保育)
- ②効率的な管理運営体制の検討
- ③幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを身につけることの指導の充実
- ④幼・小連携活動の充実と異年齢交流活動の取り組み
- ⑤保育の質の向上と専門性を高める保育者の研修会等への参加
- ⑥地域子育て支援事業の充実と地域とのネットワークづくり

学校教育の推進

学校経営 今日、国は地方分権の推進のなかで義務教育の改革案を示しており、その内容は義務教育制度の弾力化、教員養成の大幅改革、学校・教育委員会の改革、義務教育保障機能の明確化であります。

これからの学校経営は、学校自らが創意工夫し、地域の

の時間の充実を図るとともに、「心のノート」や地域人材の効果的な活用と、家庭や地域社会と連携したボランティア活動や自然体験活動・実践的な活動をおして、豊かな心を育てる道徳教育の充実を図ります。

- ①全教職員の共通理解に基づく指導計画の改善
- ②一人ひとりの人権が尊重される教育の推進
- ③「心のノート」の効果的活用方法の工夫改善
- ④異年齢集団による連携強化



生徒指導

最近の青少年の問題行動の深刻化や青少年を巻き込んだ犯罪が多発するなど、大きな課題が山積している状況にあります。

生徒指導におきましては、生命を大切にし、他人を思いやる心や美しいものに感動する心、公正さを重んじる心など豊かな心を育み、児童生徒と教職員との信頼関係を深めるとともに、

日常の児童生徒の悩みや問題行動の早期発見と対応に努めます。

引き続き、中学校に心の教室相談員を配置し、各小学校の児童にも個々に応じた相談と指導に努めます。

さらに、家庭・学校・地域・各関係機関と連携を図り、児童生徒の豊かな心を育てるよう努めてまいります。

- ①基本的な生活習慣の確立
- ②日常的な教育相談活動の充実
- ③地域社会への帰属意識や連帯感を育成するために、ボランティア活動や諸行事への参加奨励
- ④非行・いじめ・不登校などの未然防止

国際理解教育 今日、国際化社会において、次代を担う児童生徒たちが国際的感覚と行動力を身につけることが大切であります。

そのため、昨年度に引き続き、英語授業や総合的な学習時間に英語指導助手(AET)と英語

